

# 自転車通行環境整備ガイドライン 概要版

## 1. ガイドラインの概要

### 1-1 ガイドラインの策定趣旨と目的

本県では、県全体に先駆けて、「つくば霞ヶ浦りんろード（令和元年11月に第1次ナショナルサイクリングルートに指定）」を核とした地域活性化の取組が進展しており、水郷筑波地域において「水郷筑波サイクリング環境整備事業自転車走行環境整備ガイドライン」を平成28年10月に策定しました。

一方、国の自転車活用推進法（平成29年5月）の施行や自転車活用推進計画（平成30年6月閣議決定）を踏まえ、国を挙げて自転車活用の動きが急速に高まっており、これを受けて、県全体の自転車ネットワークを含めた「いばらき自転車活用推進計画」を平成31年3月策定し、目標として掲げている日本一のサイクリング環境の構築を目指す取り組みを進めています。

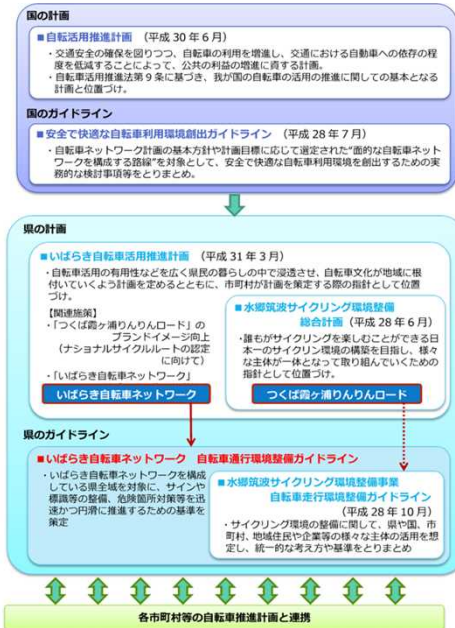
今般、当計画の実効性を高めるため、いばらき自転車ネットワークを構成している県全体を対象に、サインや標識等の整備、危険箇所対策等を迅速かつ円滑に推進するための基準を定めた「いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドライン」を策定したものです。

本ガイドラインは、「いばらき自転車活用推進計画」に位置づけられている「施策目標1：サイクリングの推進による地域の活性化」の（施策1）豊富な資源を活用した仕掛けづくり、（施策2）「つくば霞ヶ浦りんろード」のブランドイメージの向上、（施策5）交通結節点の拠点化、サポート体制の充実、「施策目標2：自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備」の（施策1）いばらき自転車ネットワークに基づく計画的な整備推進、さらには、「施策目標3：自転車事故のない安全で安心な社会の実現」の（施策4）災害時における自転車活用の推進サイクリングの推進による地域の活性化の実現にあたり、具体的な整備に関わる基本的な考え方や仕様等を定め、各事業者・実施主体のサイクリング環境整備の方針を示すものです。

### いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境ガイドライン

1. ガイドラインの概要
2. デザインの基本的考え方
3. 自転車走行空間の整備
4. 案内標識と注意喚起標識の整備
5. 拠点施設の整備方針

いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドラインの位置づけ



### 1-2 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインでは、いばらき自転車活用推進計画（2019年3月）で設定している「いばらき自転車ネットワーク」を構成するモデルコース（幹線コース）を対象とします。

- 『奥久慈里山ヒルクライムルート』
  - 『大洗・ひたち海浜シーサイドルート』
  - 『つくば霞ヶ浦りんろード』
- （うち、「つくば霞ヶ浦りんろード」は対象外）



いばらき自転車ネットワーク	適用区間 延長	《管理者別内訳》	
		県管理 道路	その他 道路
奥久慈里山ヒルクライムルート	200.9	165.4	35.5
大洗・ひたち海浜シーサイドルート	95.2	81.5	13.7
つくば霞ヶ浦りんろード	288.0	166.9	121.1
（うち、つくば霞ヶ浦りんろード）	（175.1）	（83.4）	（91.7）
いばらき自転車ネットワーク 計	584.1	413.8	170.3
本ガイドライン適用区間 計	409.0	330.4	78.6

### 1-3 ガイドラインの策定方針と利用環境整備のイメージ

#### (1) 基本方針

利用者の満足度を意識した整備を実現させます。

1. 趣旨と使い方を明示した  
ハード整備の基準となる指針の整理
2. 関係自治体・民間等が共有できる  
基本方針の設定
3. 統一的なデザインによる  
サイクリング環境の価値向上
4. 利用者の満足度を高めるための  
拠点施設の充実

#### (2) 段階整備の考え方

レベル1：わかりやすくしっかりした道案内  
レベル2：安全で快適に通行できる環境づくり  
レベル3：日本一のサイクリング環境を目指した整備

#### (3) 維持管理の考え方

維持管理台帳による管理の一元化を図るとともに、職員による巡視を定期的に行い、自転車走行環境の保全維持に努めます。

#### (4) 利用環境整備イメージ

項目	実施内容
既設道路における整備	自転車利用環境の充実 ● 矢羽根と路面標示の整備 ● 標識の整備 など
	危険箇所対策 【危険箇所の改善】 ・危険箇所（急カーブ、急勾配）における標識・路面標示の整備 ・グレーチング等対策 ・橋梁部やトンネルにおける安全対策 【維持管理レベルの向上】 ・除草、土砂払い ・舗装修繕
その他	● ルートマップ（携帯用）など ● その他、実施施策・措置と連携を図る



## 2. デザインの基本的考え方

### 2-1 ネットワークの特徴

#### ●奥久慈里山ヒルクライムルート (L=200.9km) 県内最高峰である八溝山の山頂や里山の風景を巡るチャレンジルート

奥久慈の山々と久慈川が織りなす美しい景観を楽しめるコース。八溝山へ向かう本格的なヒルクライムや、里山の美しい農村風景のなか、四季を通じて色々な顔を見せてくれる袋田の滝や日本一の高さを誇る竜神大吊橋など奥久慈ならではの個性豊かな地域資源が楽しめる県北・県央の山間サイクリングコース。【上級者向け】



#### ●大洗・ひたち海浜シーサイドルート (L=95.2km) 美しく、変化に富んだ海岸線などを爽快に走り抜けるルート

海食崖や岩礁など変化に富む風景が広がる。波しぶきの中に建つ神秘的な神磯の鳥居や、春のネモフィラの青い大地、丘一面に広がる秋の真っ赤なコキアが見事な国営ひたち海浜公園、日立おさかなセンター、アクアワールドやマリントワーなど、海を見ながら観光施設を巡ることができるシーサイドコース。【ビギナー・上級者向け】



#### ●つくば霞ヶ浦りんりんルート (L=288.0kmうち、つくば霞ヶ浦りんりんロード175.1km) 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核とした 多様な地域資源を巡るルート

ナショナルサイクリングルート認定コースである「つくば霞ヶ浦りんりんロード」とネットワークする水郷筑波地域を巡るサイクリングルート。設備の整ったサイクリング施設を持つ土浦を拠点に、筑波山のヒルクライムや水郷潮来、鹿島神宮や常陸風土記の丘などの文化的資産や歴史的町並みが残る真壁町、桜川市内の散走に加え、沿線の田園風景や地域資源が楽しめる県央・県南のサイクリングルート。【ビギナー・上級者向け】



### 2-2 デザインコンセプト

#### ○茨城県及び水郷筑波地域の特徴

- ・豊かな自然や美しい景観、歴史的・文化的資産など数多くの地域資源を有する。
- ・肥沃な大地に田園風景が広がり、果樹園では果物狩りも楽しむことができる。

#### ○デザインの背景にあるコンセプト

- ・おおらかでオープンな土地柄を表現し、コースに一貫したアイデンティティを付与する。

#### ○全県レベルでのデザインコンセプト

- ・「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のデザインを基本的に踏襲するものとする

#### ○視覚デザインのポイント

- ・色はブルーの面に明るいイエローの差し色を用いる。
- ・ブルーは霞ヶ浦の水面と広く大きな空、イエローはそこに降り注ぐ光やサイクリングのエネルギを表現

## 3. 自転車走行空間の整備

### 3-1 自転車通行空間の整備方針

自転車は「車両」であるという大原則を踏まえつつ、多様な人々が共有する道路空間の中で、サイクリストや観光客がより安全で安心して通行することができるよう、自転車通行空間の整備についてのガイドラインを示します。

#### (1) 走行空間の明示

##### ① 国のガイドラインにおける走行空間明示の考え方

国のガイドラインである「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」で示されている自転車通行空間の整備形態のうち、いばらき自転車ネットワークを形成する路線はほとんどが「自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)」となっています。

この車道混在道路では、(1)歩道のある道路と(2)歩道のない道路において、それぞれの対策が示されていますが、矢羽根型路面標示の設置間隔は10mを標準とされています。

##### ② 県の計画における走行空間明示の考え方

「いばらき自転車活用推進計画」では国のガイドラインを参考にしつつ、早期の整備が求められるため、現況の車線数および歩車道境界は変更しないものとしており、現状の幅員構成において「車道混在」による整備を推進し、早期に自転車通行空間の安全性の向上を図るとしています。

##### ③ 本ガイドラインでの走行空間の考え方

- ・矢羽根およびピクトグラムは自転車の通行位置・方向を明示することで、自転車通行の安全性確保と利用者の車道走行、一方通行の意識付けを図るとともに、ドライバーに対し自転車への注意喚起を図るものです。
- ・国のガイドライン及びこれまでの県の計画を踏まえ、車道混在を基本とした自転車通行空間の整備として、以下のとおり、矢羽根型路面標示と自転車のピクトグラムを整備します。
- ・交差点部においては、ピクトによる明示により、自動車による巻き込み事故の軽減を図るとともに、サイクリストに対して逆走の注意喚起を行います。

#### (2) 危険個所の対策

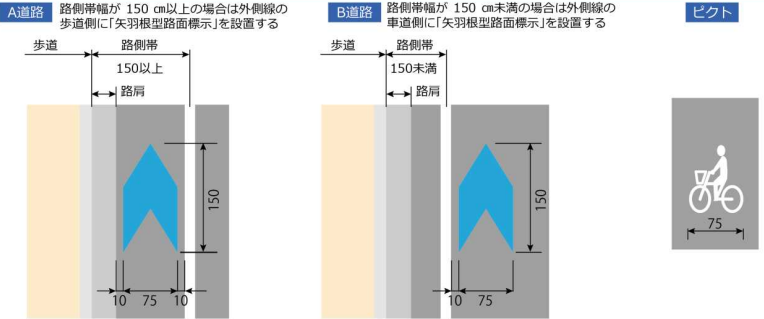
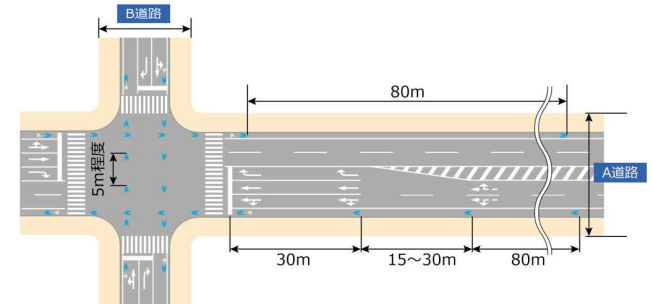
自転車通行環境の安全性を確保するため、以下の危険箇所への対策を行います。

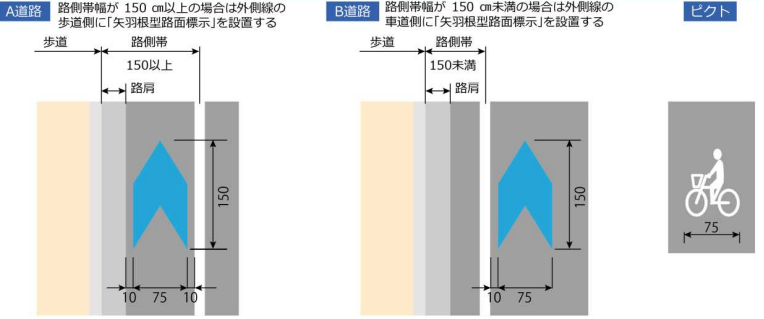
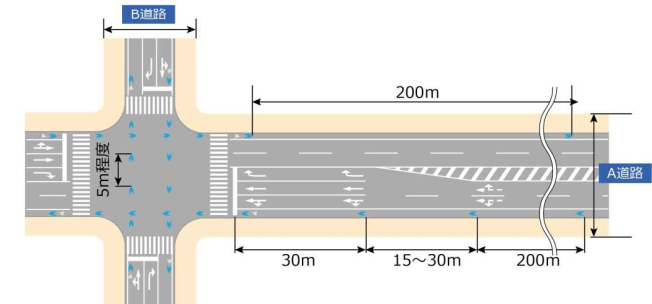
対策		対策内容
危険個所の改善	急カーブ	○急カーブや見通しの悪い区間などの手前に必要に応じて矢羽根を設置
	道路改修	○道路を横断する側溝箇所における細目タイプのグレーチングを設置 ○路肩のマンホールには滑り止めを設置 ○ドライバーへの注意喚起のためのハンプ設置(路肩部は設置しない) ○舗装のわたちの打ち換え
	路肩の狭い橋梁・トンネル	○歩道の切り下げを行うなど、安全対策を実施 ○「橋梁注意」「トンネルの延長」や「路肩縮小」等の標識を設置
維持管理レベルの向上		○舗装修繕 ○除草 ○土砂払い

## 3-2 自転車走行空間の整備基準

### (1) 走行空間の明示

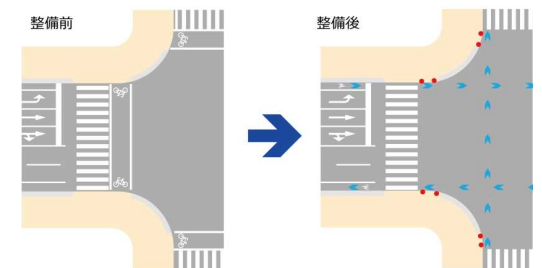
#### ① 矢羽根型路面標示とピクトの整備

名称	路面標示	矢羽根・ピクト (市街部)
役割	●自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワークのルート案内の役割を付加する。	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いばらき自転車ネットワーク上に設置する。</li> <li>●市街部の単路部では80m間隔で設置する。ただし、交差点手前では、交差点付近の幅寄せと巻き込みへの注意喚起を目的として、停止線を起点として0m→30m(レーンマーク実線終端)→60m間隔(付加車線のすりつけ長)とする。</li> <li>●交差点内は4隅への設置に加え、横断する方向に約5m間隔での設置も行う。</li> <li>●路側帯幅が1.5m以上の場合は、外側線の歩道側に設置し、1.5m未満の場合は、車道側に設置する。</li> <li>●外側線が摩耗や劣化等により見えにくくなっている区間は、視認性と連続性が保たれるよう、矢羽根の整備と合わせて、外側線の塗り替えを行う。</li> </ul>	
デザインサイズ (㎜)	<p><b>A道路</b> 路側帯幅が150cm以上の場合は外側線の歩道側に「矢羽根型路面標示」を設置する</p> <p><b>B道路</b> 路側帯幅が150cm未満の場合は外側線の車道側に「矢羽根型路面標示」を設置する</p> <p><b>ピクト</b></p> 	
設置イメージ		

名称	路面標示	矢羽根・ピクト (郊外部)
役割	●自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワークのルート案内の役割を付加する。	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いばらき自転車ネットワーク上に設置する。</li> <li>●単路部では200m間隔で設置する。ただし、交差点手前では、交差点付近の幅寄せと巻き込みへの注意喚起を目的として、停止線を起点として0m→30m(レーンマーク実線終端)→60m間隔(付加車線のすりつけ長)とする。</li> <li>●交差点内は4隅への設置に加え、横断する方向に約5m間隔での設置も行う。</li> <li>●路側帯幅が1.5m以上の場合は、外側線の歩道側に設置し、1.5m未満の場合は、車道側に設置する。</li> <li>●外側線が摩耗や劣化等により見えにくくなっている区間は、視認性と連続性が保たれるよう、矢羽根の整備と合わせて、外側線の塗り替えを行う。</li> </ul>	
デザインサイズ (㎜)	<p><b>A道路</b> 路側帯幅が150cm以上の場合は外側線の歩道側に「矢羽根型路面標示」を設置する</p> <p><b>B道路</b> 路側帯幅が150cm未満の場合は外側線の車道側に「矢羽根型路面標示」を設置する</p> <p><b>ピクト</b></p> 	
設置イメージ		

#### ② 自転車横断帯の撤去

- 新設または舗装修繕等により修繕・改築する交差点には、原則として自転車横断帯は設置しないものとする。
- 交差点の横断歩道に並行して設けられている既存の自転車横断帯は、事前に地元警察署との協議のうえ撤去すること。なお、地元警察署との協議の結果、通学路等において存置することが望ましいとなった場合は、この限りではない。
- 歩行者用灯器に「歩行者・自転車専用」などの標識が添架されている交差点で自転車横断帯を撤去する際にはその標識も撤去する。
- 自転車横断帯が撤去された交差点においては、横断歩道や停止線の位置は現状のままとする。
- 自転車横断帯の撤去により、開口部が広がってしまった部分については、ポール等の設置により、自動車等の飛び込みを防ぐ対策を講じること。
- 詳細は地元警察署と協議して決めること。

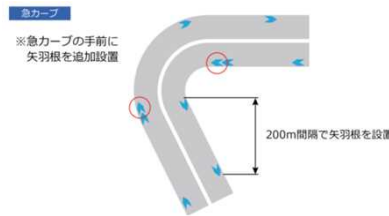


## (2) 危険箇所対策

### ①急カーブ

#### ●矢羽根設置により急カーブを事前に認知

- ・自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワークのルート案内の役割を付加します。
- ・さらに、カーブ区間であることを事前に明示することにより、安全性を確保します。(急カーブ手前の直線区間に矢羽根を2枚並べる)



### ②道路改修

#### ●グレーチングの改修により転倒を回避

- ・特に、幅が狭いロードバイクのタイヤがグレーチングの隙間に挟まるなどの危険を避けるため、自転車走行空間の安全性を確保します。
- ・タイヤが挟まらないようなグレーチングに改修を行います。



#### ●ハンプ等の設置により自動車の速度を抑制

- ・特に、自動車と自転車の接触の恐れがある区間でハンプ、狭さく、シケイン等の物理的デバイスを設置します。
- ・設置の際には、自転車や歩行者、車いすの通行に配慮した通行空間を確保します。



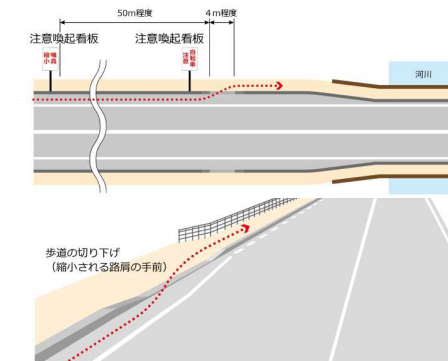
#### ●舗装の修繕により転倒を回避

- ・舗装の凹凸や土砂、草などによって、自転車の転倒を避けるため、自転車走行空間の安全性を確保します。
- ・サイクリストにとって安全で円滑な走行空間設置となるため、舗装の修繕や除草、土砂払いなどを実施します。



#### ●歩道の切り下げ等により路肩縮小区間の走行を回避

- ・路肩が縮小される区間の手前では、その存在を知らせるとともに、必要に応じて、歩道に誘導できるような安全性を確保します。
- ・路肩が縮小される橋梁区間やトンネル区間の手前では、歩道の切り下げ等を行います。



## 4. 案内標識と注意喚起標識の整備

### 4-1 案内標識と注意喚起標識の整備方針

ビギナーや当県を初めて訪れたサイクリストであっても、安全に安心してサイクリングを楽しむことができるよう、コース案内や注意喚起のための統一的な標識の整備についてのガイドラインを示します。

#### (1) 標識整備の考え方

##### ①安心して走行できるサイクリング環境の実現に向けて【案内標識】

利用者にわかりやすい充実したコース案内	・コースを初めて利用する人でも迷わないように、交差点や迷いやすい箇所コース案内標識を設置します。
サイクリング関連施設・観光地へのわかりやすい誘導	・利用者が迷うことなく目的地に到達できるように、鉄道駅などの拠点施設や観光地への誘導案内標識を設置します。

##### ②安全に走行できるサイクリング環境の実現に向けて【注意喚起標識】

危険箇所での注意喚起	・自転車関連事故を防ぐために、自転車とクルマの双方に向けて、交差点や一般道との合流地点・歩行者が多い地点・自転車が車道を通る区間等に注意を促す案内標識等を設置します。
自転車利用者に通行マナー・ルールを周知	・自転車の危険運転を防ぐために、車道の左側通行や交差点の通行方法など、通行マナー・ルールを周知する案内標識等を設置します。 ・サイクリストどうしの挨拶等の啓発に関する表示も行います。

#### (2) デザインに関する考え方

誰にでも分かりやすいデザイン	・ピクトグラムやシンプルな語句の使用、外国語の併記を前提としたデザインとします。 ・自転車の速度や目線の高さを踏まえて、案内標識等の大きさや設置位置を決定するとともに、夜間の視認性にも配慮します。
デザインコードの設定	・統一的なデザインを採用することにより、地域の景観形成に寄与するとともに、サイクリングコースであることを利用者に周知します。

#### (3) 対象とする標識

本ガイドラインでは、法定外表示である「看板」を対象とします。

看板	・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の内容を表示する看板をいう。(道路交通法に規定されない)
----	--

## (2) 整備方針

### ① 配色

いばらき自転車ネットワーク路線に関わる案内標識等であることがひと目で理解できるように、共通の配色を設定します。そのため、ナショナルサイクルロードとして先行する「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の案内標識等のイメージを踏襲した配色とします。

案内標識	・デザインコンセプトで示した青色系の色と黄色系の色を組み合わせて用います。
注意喚起標識	・自転車利用者やドライバーの注意を惹きやすくするため、白色をベースとし、赤色系の色を組み合わせて用います。

### ② フォント

利用者の視認性を考慮するとともに、いばらき自転車ネットワーク路線として統一感を持たせるため、ナショナルサイクルロードとして先行する「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の案内標識等のフォントを踏襲したフォントとします。

和文		モリサワ 見出ゴ MB31
欧文	十分にスペースがある場合	<b>Interstate Bold</b>
	スペースが狭い場合	<b>Interstate Bold Condensed</b>
	単語長く、スペースが非常に長い場合	<b>Interstate Bold Compressed</b>

### ③ サイズ

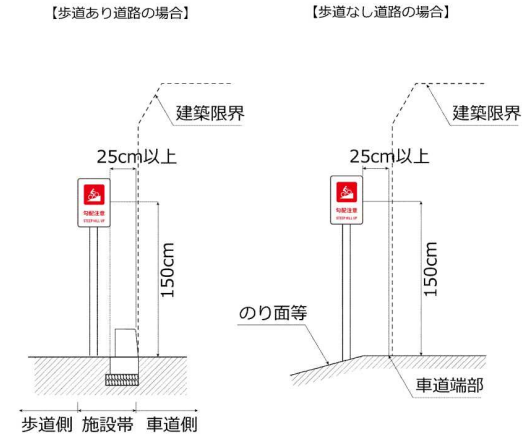
案内標識及び注意喚起標識のサイズについては、筑波大学フィールド内における実物大の標識を用いた見え方検証により、案内標識はW=200mm、注意喚起標識は300mmを基本とします。

案内標識	W=200mmを基本
注意喚起標識	W=300mmを基本



### ④ 設置高さと位置

- ・標識の設置高さは標識上端が150cm以下になるように設置し、道路構造令第12条の建築限界の規定に準じて設置位置を定めま。ただし、複数の拠点施設を案内する分岐案内サインについては標識上端が180cm以下になるように設置します。
- ・歩道等に標識を設置する場合で、車道に接続して路肩を設ける場合には、表示板の破損を防ぐため25cmの余裕を確保することが望ましい。
- ・歩道の幅員は最低でも1.5mを確保します。
- ・歩道等を有しない道路では、車道部端の外側に設置することを原則とする。この場合路側に余裕があれば車道部端から表示板の端までの空間を25cm程度確保することが望ましい。



### ⑤ 基礎構造

- ・標識の基礎は、コンクリート基礎を標準とします。
- ・基礎の寸法については、案内サインのサイズ、標識設置箇所の状況等によって適宜変更します。
- ・標識設置箇所の状況によっては、土中打ち込み基礎に適宜変更します。

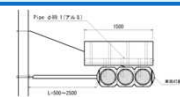








### ⑥ ルートサイン

- ・本ガイドラインの適用範囲とする「奥久慈里山ヒルクライムルート」「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」「つくば霞ヶ浦りんりんルート」について、そのルートが瞬時に分かるよう、また、外国人サイクリストにとっても分かりやすくなるよう、それぞれにルートサインを施します。



## 4-2 本ガイドラインで対象とする標識




### (1) 案内標識

名称	役割	デザイン
交差点名表示板	○ルート案内を行う信号交差点で交差点名を明らかにする。	
ルート案内板 (予告)	○ルート上で右左折する交差点や迷いやすい交差点で案内を行う。	
ルート案内板 (案内)	○交差点手前50mで予告し、手前10mで案内、分岐または右左折後に確認のためのルート名、進行方向を明示する。	
ルート案内板 (確認)		
ルート案内板 (単路部確認)	○ルート上で分岐点や右左折の案内がない区間が5km以上続く場合、その中間点を目安に確認ための案内を行う。	上の(確認)と同じ
距離標	○いばらき自転車ネットワークで起点としている地点からの距離を5km間隔を目安に明示する。	
ルート案内板	○鉄道駅や空港、道の駅などの拠点施設において、ルートの概要や広域的なルート案内を行う。	
拠点施設 休憩施設 観光施設 案内板	○拠点、休憩、観光施設の方向や距離を案内する。	
施設案内板	○不特定多数の人が出入りする交通施設や商業施設などの方向と距離を案内する。	
拠点施設への分岐案内	○自転車ネットワークのルート上の分合流部において、分岐先の拠点施設を案内する。	

### (2) 注意喚起標識

名称	役割	デザイン
急カーブ注意	○急なカーブ、見通しの悪いカーブの手前直線区間で事前にカーブの存在を知らせる。	
狭幅員注意	○道路幅員が狭くなる地点の手前直線区間でその存在を知らせる。	
歩行者注意	○人が集まり、出入りが激しい公共施設の手前や道路に面した小学校の出入口の手前でその存在を知らせる。	
急勾配注意	○急勾配が続く手前の直線区間でその存在を知らせる。	
合流注意	○見通しの悪い無信号交差点や変則交差点などで自動車との接触の恐れがある地点を知らせる。	
左側通行遵守	○サイクリストに対して左側を走行するよう周知する。	
路面凹凸注意	○路面状況が悪くなる区間を事前に知らせる。	
自転車横断注意	○自転車が人や車と錯綜する区間において、歩行者や車のドライバーに対して注意を促す。	
自転車止まれ	○自転車が止まらないことにより、自動車や歩行者と接触のおそれがある危険箇所を事前に知らせる。	

### (3) その他 (補助標識 : 応援メッセージ)

名称	役割	デザイン例
メッセージ看板	○ヒルクライムを楽しむサイクリストに対して、勾配やカーブ数などを提供するとともに応援メッセージを送る。	
	○ヒルクライム、ロングライドを楽しむサイクリストに対して、目的地までの応援メッセージを送る。	<p>「ピクト」サイン 「ピクト」サインの例</p>  <p>「距離」サイン</p> <p>2.0 km</p> <p>「応援」サイン</p> <p>Go for it! がんばれ</p> <p>Take it easy. 楽々のペースで</p> <p>You can do it! ゴールまで</p> <p>Rest area approaching 休憩所まであと少し</p> <p>Keep it up まだペースを落とさないで</p> <p>※1.0km(登山ルート: 頂上を目指す九折の道路)に注意喚起(道路線形)の標識を設置する</p>  <p>※2.0km(麓のルート: 登山ルート入口からサイン設置箇所までの距離)</p>

## 5. 拠点施設の整備方針

本県は多くのサイクリング人口を抱える東京圏に近く、空港や高速道路、鉄道などの交通アクセスに恵まれており、さらには、国内外からの観光客のゲートウェイである茨城空港や道の駅などの交通結節点におけるサイクリングの拠点化が求められています。

また、サイクリングを楽しむ中で小休止できる場所を提供することが必要であり、つくば霞ヶ浦りんりんロードとの連携に配慮した拠点施設の整備についてのガイドラインを示します。

### 5-1 拠点施設整備の基本的な考え方

#### (1) 拠点施設に必要な機能

拠点施設に必要な機能は様々であり、施設の規模に応じて以下のような機能を有する拠点施設の整備を進めることを基本とします。

乗り換え機能	・遠方から他の交通手段で自転車に乗り換えるサイクリストのために必要なサービスを提供する。
情報発信機能	・いばらき自転車ネットワークルートや周遊観光に関する情報などの入手に必要なサービスを提供する。
休憩機能	・小休止に必要なスペースも含め、飲食を伴う施設など、休憩に必要なサービスを提供する。
サポートサービス機能	・荷物等の配送サービスやサイクルレスキューに必要な工具類の貸出しなどのサービスを提供する。

#### (2) 拠点施設の候補地

鉄道駅、道の駅、空港を、乗り換え機能を有する拠点施設候補地とします。また、いばらき自転車ネットワークで目的地としている観光施設を、情報発信機能を有する拠点施設候補地とします。

鉄道駅	岩瀬駅、つくば駅、土浦駅 日立駅、常陸太田駅、水戸駅
道の駅	奥久慈だいが、さとみ、みわ、 常陸太田、かつら、ひたちおおた、 日立おさかなセンター、いたこ
空港	茨城空港
目的地	筑波山、八溝山 袋田の滝、偕楽園、国営ひたち海浜公園 那珂湊おさかな市場、 アクアワールド大洗



#### (3) 休憩機能を有する施設の候補地

本ガイドラインでは、約5km間隔でポケットパーク（簡易的な休憩所）、約10km間隔で休憩所を整備することとします。

- ・できるだけ既存施設や余剰のある公共スペースを活用できるよう場所の選定を行います。
- ・ヒルクライム区間では、余剰スペースを活用し、適宜、整備を行います。

ポケットパーク	約5km間隔 ※ベンチ、水飲み場等を備えた小休憩施設
休憩所	約10km間隔 ※簡易的な休憩所の機能に加え、 簡易トイレ、自転車置場（ラック）を備えた施設

#### (4) サポートサービス機能を有する施設の設置間隔

県内で登録されている「サイクルサポートステーション」に加え、今後も登録施設の増加に努め、また、その情報発信をしていきます。

### 5-2 拠点施設の整備基準

名称	役割	整備基準
サイクリングターミナル（鉄道駅等）	○鉄道駅、道の駅、空港など、公共交通や自動車から自転車への乗り換えが可能でコインロッカーやレンタサイクルを有する拠点施設 ○遠方から来訪したサイクリストにとって、サイクリングの起終点となる拠点施設	○いばらき自転車ネットワークに隣接する鉄道駅、道の駅、空港を活用して拠点施設を整備
サイクリングターミナル（観光施設等）	○いばらき自転車ネットワークで目的地としている観光施設や一定の規模を有している駐車場、	○いばらき自転車ネットワークに隣接する観光施設や一定規模の駐車場を整備
休憩所	○いばらき自転車ネットワーク上で休憩の場を提供するスペース ○トイレ、給水、ベンチ等を提供する	○いばらき自転車ネットワークに隣接する公園などを対象として、約10km間隔で選定したうえで、必要な機能を整備する。
ポケットパーク	○いばらき自転車ネットワーク上で休憩の場を提供するスペース（休憩所よりも小休止を目的とした拠点と位置づけ） ○日除け、ベンチ等を提供する	○いばらき自転車ネットワークに隣接する公園などを対象として、約5km間隔で選定したうえで、必要な機能を整備する。
サイクルサポートステーション	○いばらき自転車ネットワーク上で休憩の場を提供するスペース ○軽飲食や工具等の貸し出しを行う。	・県内のコンビニや飲食店等の協力を得て、サイクルサポートステーションとして認定